

企業版ふるさと納税について

令和3年7月
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話:03-6257-1421

メール:kigyou-furusato@cas.go.jp

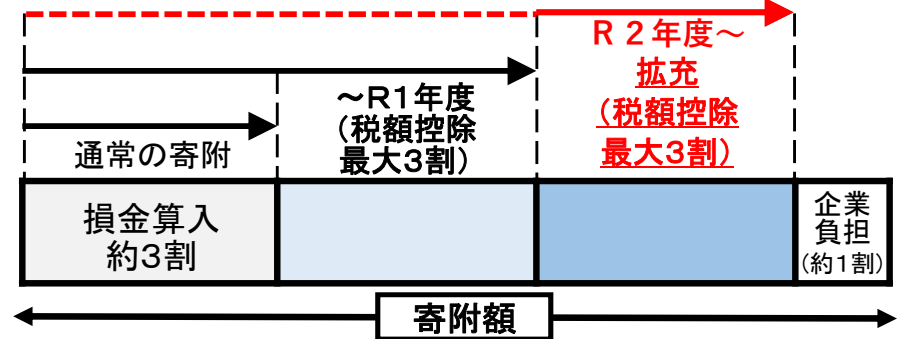
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

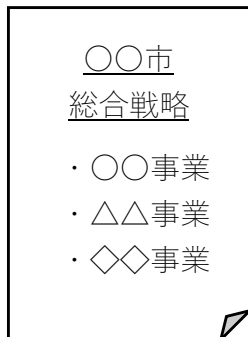


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

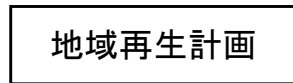
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③計画の認定



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



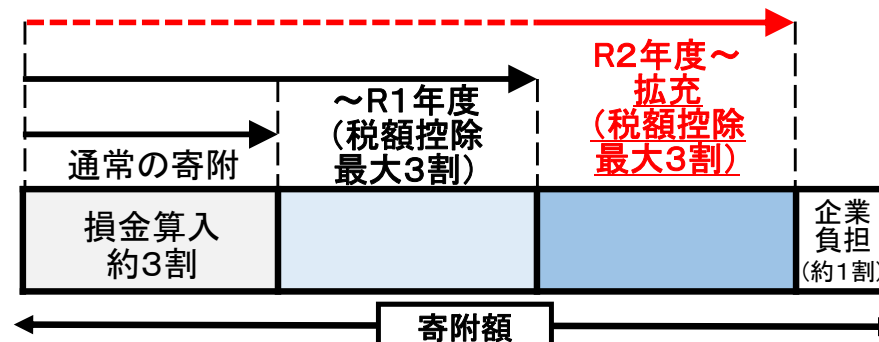
◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,148市町村(令和3年度第1回認定後)

地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施する。

改正のポイント

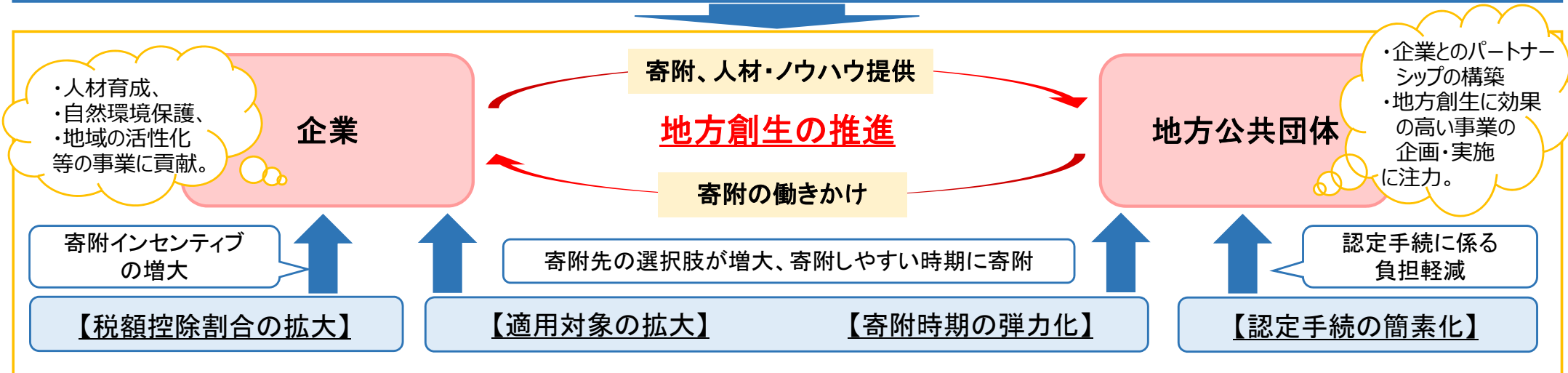
- 以下の見直しを行った上、**適用期限を5年間延長（令和6年度まで）**する。
 - 税額控除の割合を改正前の2倍に引上げ、**税の軽減効果を最大約9割（改正前約6割）**に
 - ※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用
 - 地方版総合戦略の抜粋・転記**による地域再生計画の申請・認定を可能に
 - 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**
 - 地域再生計画の認定後、「**寄附（受入れ）の金額の目安**」の範囲内であれば、**事業費確定前の寄附の受領**を可能に

【税額控除割合の引上げ（イメージ）】



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

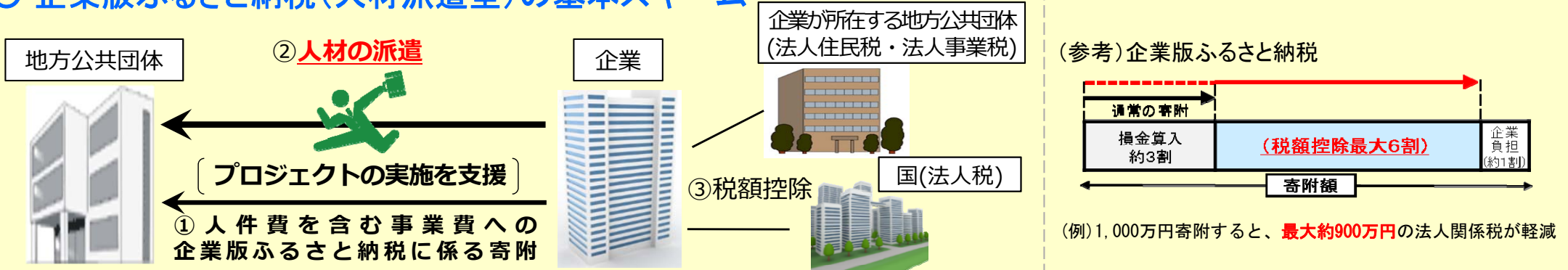
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)



企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施に留意

など

- 第一号として、岡山県真庭市が、令和3年4月1日から2年間、観光振興に関する事業のため、岡山市内の企業の人材1名を受け入れ
- 第二号として、新潟県が、令和3年6月1日から9ヶ月間、ICTを活用した地域課題解決のため、東京都内の企業の人材1名を受け入れ
- 第三号として、大阪府貝塚市が、令和3年7月1日から2年間、市内の駅及びその周辺の開発・整備に関する事業のため、大阪市内の企業の人材1名を受け入れ

都道府県別の認定計画を有する団体数について (令和3年度第1回認定後 [2021. 7.9時点])

区分	令和3年7月9日時点で効力のある認定計画を有する団体数			市町村数 (注1)	認定市町村割合 (B)	(B)の 順位
	道府県	市町村 (A)	今回 増加分			
北海道	1	110	(+5)	179	61.5%	35
青森県	1	37	0	40	92.5%	6
岩手県	1	25	(+4)	33	75.8%	18
宮城県	1	22	(+1)	35	62.9%	33
秋田県	1	13	0	25	52.0%	40
山形県	1	20	0	35	57.1%	38
福島県	1	29	(+3)	59	49.2%	45
茨城県	1	28	(+1)	44	63.6%	31
栃木県	1	22	(+1)	25	88.0%	12
群馬県	1	21	(+2)	35	60.0%	36
埼玉県	1	30	(+1)	59	50.8%	42
千葉県	1	33	(+1)	51	64.7%	30
東京都	-	3	0	29	10.3%	47
神奈川県	1	13	0	26	50.0%	44
新潟県	1	26	0	30	86.7%	13
富山県	1	12	(+1)	15	80.0%	16
石川県	1	19	0	19	100.0%	1
福井県	1	12	(+3)	17	70.6%	25
山梨県	1	27	(+3)	27	100.0%	1
長野県	1	39	0	77	50.6%	43
岐阜県	1	30	0	42	71.4%	23
静岡県	1	28	(+3)	35	80.0%	16
愛知県	1	36	(+2)	54	66.7%	28
三重県	1	19	(+1)	29	65.5%	29

区分	令和3年7月9日時点で効力のある認定計画を有する団体数			市町村数 (注1)	認定市町村割合 (B)	(B)の 順位
	道府県	市町村 (A)	今回 増加分			
滋賀県	1	14	0	19	73.7%	21
京都府	1	21	(+2)	26	80.8%	15
大阪府	1	23	(+2)	43	53.5%	39
兵庫県	1	29	(+1)	41	70.7%	24
奈良県	1	38	0	39	97.4%	4
和歌山県	1	26	(+1)	30	86.7%	13
鳥取県	1	12	(+1)	19	63.2%	32
島根県	1	11	(+1)	19	57.9%	37
岡山県	1	24	(+1)	27	88.9%	10
広島県	1	16	(+1)	23	69.6%	27
山口県	1	17	0	19	89.5%	9
徳島県	1	15	0	24	62.5%	34
香川県	1	15	(+1)	17	88.2%	11
愛媛県	1	15	0	20	75.0%	19
高知県	1	24	0	34	70.6%	25
福岡県	1	31	(+2)	60	51.7%	41
佐賀県	1	20	0	20	100.0%	1
長崎県	1	19	0	21	90.5%	8
熊本県	1	33	(+4)	45	73.3%	22
大分県	1	17	0	18	94.4%	5
宮崎県	1	24	(+4)	26	92.3%	7
鹿児島県	1	32	0	43	74.4%	20
沖縄県	1	18	0	41	43.9%	46
合計	46	1,148	+53	1,694	67.8%	-

(注1) 市町村数は、制度の対象外となる市町村を除いたもの

<p>総 説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 禁止される具体例の例示 【Q5-1-1】(拡充) ● 許容される具体例の例示 【Q5-1-2】(拡充)
<p>個別事例の詳細</p>	
<p>契 約 一 般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄附を行った法人を契約の相手方とすること <ul style="list-style-type: none"> ● まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約 【Q5-2-1】(新設) ● まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約 【Q5-2-2】(新設) ● すでに契約関係にある法人から寄附を受領すること 【Q5-2-3】(新設)
<p>ネーミングライツ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄附を行った法人をネーミングライツ契約の相手方とすること <ul style="list-style-type: none"> ● 有償のネーミングライツ契約 【Q5-3-1】(新設) ● 無償のネーミングライツ契約 【Q5-3-2】(新設)
<p>施設等の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させること 【Q5-4】(新設)
<p>寄附法人の子会社等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすること 【Q5-5】(新設)
<p>契約関係類似の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 契約関係にある共同企業体に参画している法人 └ 出資等を行う法人 └ 指定管理者である法人 └ 指定金融機関である法人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させること 【Q5-6-1】(新設) ● すでに一定の関係にある法人から寄附を受領すること 【Q5-6-2】(新設)
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人にとってのメリット 【Q11】(新設)

企業版ふるさと納税の寄附受入れに至る流れ等

1. 庁内の体制づくり

- 地域再生計画の認定を受ける
※申請時点において具体的な寄附の見込みが立ってなくても認定を受けることは可能
- 企業版ふるさと納税の担当部局が各部局に制度を周知
(幹部が集まる会議や、庁内ネット掲示板などを利用)
- 横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、寄附活用事業の企画・立案や寄附集めで連携



2. 企業のリストアップ

- 企業版ふるさと納税の担当部局が、産業振興の担当部局等に企業情報の提供を依頼
- 寄附を依頼する企業の候補をリストアップし、庁内に共有



3. 企業へのアプローチ

- 寄附活用事業をPRするチラシ等を作成し、企業に送付
- 電話やメールで、寄附活用事業の必要性や企業にとってのメリットを説明
- 前述のアプローチで関心を持った企業と面談
- 企業の業績や決算時期を踏まえたアプローチ

～寄附活用事業の告知方法～

- ホームページや広報誌に掲載 ●地元メディアに情報提供をすることで記事化
- 関連イベントで告知 ●内閣府ホームページへの掲載

～アプローチの主体～

- 都道府県が、管内市町村の寄附活用事業を取りまとめて企業に発信するなど、リーダーシップを発揮することで、地域全体の寄附獲得につながるケースも
- 首長や幹部職員がアプローチをかけることで、企業の経営者との面談が実現し、寄附につながるケースも
- 寄附依頼先の企業と接点のある外部の人物に協力を得たことで、寄附につながるケースも

～リストアップする企業の例～

- 寄附活用事業と関連の深い事業を行っている
- 経営者が出身者
- 支店や工場が立地
- 首長や職員とつながりのある人物が企業に在籍
- 包括連携協定を締結している企業など



4. 企業からの寄附



5. 寄附受入れ後のフォロー

- 寄附企業名等を積極的に発信
 - ・地方公共団体のホームページや広報誌に寄附企業名等を掲載
 - ・寄附活用事業により整備された施設等に、寄附企業名入りの銘板を設置
 - ・寄附目録の贈呈式など、記者会見の場を設ける
- 寄附を活用して整備した施設の完成式典等に招待
- 寄附活用事業の進捗報告
(寄附がどのように活用されたかや、取組の効果等)



/// 次年度以降の継続的な寄附に! ///

企業版ふるさと納税を活用するメリット —企業の皆様からの声—

企業のPRに

- 地方公共団体のホームページや広報誌、寄附活用事業で整備された施設の銘板などに当社の名前が掲載されたことで、日頃から付き合いのある取引先や金融機関に対する信用力向上にもつながりました。



- 寄附目録の贈呈の際に、記者発表の場が設けられたことで、自社のCSRを広く周知することができ、企業のイメージアップにもつながりました。



企業の継続的な発展に寄与

- 寄附を通じて、人材育成事業を推進することで、地域の人材を育成し、将来的には自社の人材確保につながることを期待しています。



- 寄附を通じて、自社が利用する原材料の生産を促進する事業を推進することで、結果的に自社の原材料確保につながりました。



- 地域経済活性化の取組を応援することで、地域に根差した事業を行う当社の事業運営にも資するものと考えています。



- 地方公共団体の観光事業を応援することで、観光客が増加し、観光業を営む自社の利益にもつながると考えています。



地方公共団体等との新たなパートナーシップを構築

- 寄附活用事業に参画するきっかけとなっただけでなく、当該事業に関係する学校法人やNPOなど、地方公共団体以外の機関ともパートナーシップを構築できました。



- 寄附を契機に、地方公共団体と日頃からのコミュニケーションが生まれ、自社の事業に関する相談などをしやすくなりました。



SDGsやESGに寄与

- 環境保全や脱炭素社会の実現は、自社の継続的な事業運営のためにも重要なテーマですが、自社だけで推進することは困難です。地域の環境保全や脱炭素に係る取組を応援することで、それらを推進できたことは大きな意義があったと考えています。



被災地の復興に

- 災害で大きな被害を受けた地域の復興の取組に対して、本制度を活用することで当社にとって最大限の寄附を行うことができました。



創業地や縁のある地への恩返しに

- 創業地や縁のある地方公共団体が推進している事業を、寄附を通じて応援することで、恩返しができただけではないかと考えています。



寄附活用事業が社員にとってもプラスに

- 寄附を活用して地方公共団体により実施された子育て事業は、当社の子育て世代の社員にとってもプラスになっています。また、社員としては、自分が働く企業が、地方公共団体の子育て事業に協力していることに誇りを感じ、モチベーションアップにもつながっているようです。



「寄附をしたい地方公共団体や事業が見つからない」という声も

- 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体については下記のリンクから確認できます。



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/tiiki_index.html

- 地方公共団体が特に寄附を募集している事業については下記のリンクから確認できます。



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/sp_kifu/index.html

- 内閣府では、企業と地方公共団体のマッチングの機会を設けておりますので、ぜひご利用ください。



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/sdgs_bunkakai.html

参考 [企業版ふるさと納税ポータルサイト] 掲載資料

企業版ふるさと納税活用事例集 P.8より

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf>

企業の「各自治体でどんな寄附事業があるか分からない。」に因るため、内閣府ポータルサイトに寄附募集事業を掲載。企業の方にも紹介していますので、**掲載したい事業があれば積極的にご連絡いただきたい。**

①企業版ふるさと納税ポータルサイトトップページ

- ・「特に寄附を募集している事業一覧」、「事業検索機能」を追加
- ・従来の都道府県別「企業版ふるさと納税対象事業」ページに、「特に寄附を募集している事業」、「地方公共団体HP」へのリンクを設定



②寄附募集事業を分野別に分類

特に寄附を募集している事業・分野別

1	交通・都市計画
2	生涯活躍のまち
3	空家・空き店舗対策
4	環境保全
5	人材育成
6	結婚

クリックで③へ

③事業分野別に各地方公共団体の事業を一覧化

特に寄附を募集している事業一覧（交通・都市計画）

地方公共団体名	特に寄附を募集している事業名
北海道釧路市	釧路市ビジネスサポートセンター-k-Bizを核とした中小企業支援事業
北海道苫小牧市	苫小牧版地方創生事業
北海道士別市	士別市まち・ひと・しごと創生推進事業
北海道名寄市	物流拠点化事業、冬季スポーツ拠点化推進プロジェクト
北海道根室市	根室市まち・ひと・しごと創生推進事業
北海道当別町	新しいまちの顔
北海道今金町	今金町・まち・ひと・しごと創生推進事業
北海道二セコ町	共感パートナーシップ推進事業
北海道神恵内村	神恵内村まち・ひと・しごと創生推進事業

クリックでPDF

PDF参考例

④都道府県別「企業版ふるさと納税対象事業」ページ

④ 企業版ふるさと納税対象事業（北海道）

地方公共団体	計画名	特に寄附を募集している事業名	HP
北海道	北海道創生総合戦略推進計画	北海道未来人材応援事業	北海道HP
札幌市	さっぽろ未来創生プロジェクト	さっぽろ未来創造プロジェクト	札幌市HP

クリックでPDF

クリックで各地方公共団体HPへ

特に寄附を募集している事業一覧

地域から探す

キーワードから探す

クリックで④へ

キーワードで検索可能

※「キーワードから探す」における検索対象事業であっても、企業版ふるさと納税の対象となる寄附を充当できる場合がありますので、各地方公共団体の担当課にお問い合わせください。

寄附活用事例 一令和2年度大臣表彰事例一

地方公共団体部門：埼玉県深谷市

〔埼玉県深谷市〕 「郷土の偉人渋沢栄一顕彰×継承プロジェクト」 (R1)

- 市出身の「渋沢栄一」翁の功績を広く周知する企画展等を実施するとともに、**渋沢栄一翁ゆかりの施設の整備を通じて、観光振興及び地域活性化を目指す**取組を実施。
- 市の職員が企業に何度も訪問して、企業との信頼関係を築き、寄附以外にも消毒関連機器の無償提供を受けるなど、**寄附企業との新たなパートナーシップを構築**している。

寄附企業：関東総合輸送(株)、湯本内装(株) (ほか11社)
寄附実績：55,400千円



渋沢栄一翁の肖像

地方公共団体部門：岐阜県飛騨市

〔岐阜県飛騨市〕 飛騨神岡宇宙最先端科学パーク構想 (H28~H30)

- 宇宙素粒子観測装置「スーパーカミオカンデ」など、**宇宙物理学研究を紹介する展示施設を整備し、最先端の宇宙物理学の魅力を広く伝え、地域のブランド化につなげる**取組を実施。
- 市長自らが企業を直接訪問して、17の企業から寄附を獲得するとともに、**官民学による一体的な取組**を行うことで、臨場感のある施設の整備につなげている。

寄附企業：三井金属鉱業(株)、飛騨信用組合 (ほか15社)
寄附実績：148,600千円



「ひだ宇宙科学館 カミオカラボ」の展示施設

地方公共団体部門：岡山県瀬戸内市

〔岡山県瀬戸内市〕 「国宝「山鳥毛」購入活用プロジェクト」 (H30~R1)

- 国宝の備前刀「^{やまとりげ}山鳥毛」を購入し、市の観光資源として活用し、**観光振興や、交流人口の拡大を図る**取組を実施。
- 国宝「山鳥毛」を里帰りさせるための購入費用などに充てるため、約1年半で**147社に及ぶ多数の企業からの寄附を獲得**している。

寄附企業：岡北生コンクリート工業(株)、(株)カルファイン (ほか145社)
寄附実績：312,010千円



国宝「太刀 無銘一文字 (号：山鳥毛)」

企業部門：株式会社鹿児島銀行

【鹿児島県日置市】「観光PR武将隊プロジェクト」(H30～R1)

- **市の認知度向上による交流人口の拡大**を図るため、市職員で、戦国島津氏・家臣に扮する「ひおきPR武将隊」を結成し、県内外でのPR活動を展開。また、イベント等での甲冑体験やSNS等を活用した情報発信を実施。

寄附企業：(株)鹿児島銀行(※)、(株)ムジャキフーズ
寄附実績：27,031千円(うち(株)鹿児島銀行：25,031千円)

※ 地域の活性化が、同行の継続的な発展にもつながるとの考えのもと、9つの地方公共団体に寄附を行っている。



鎧に身を包んだ「ひおきPR武将隊」

企業部門：株式会社ホクリク

【北海道東川町】「地方創生人材育成サイクル構築プロジェクト」(H29～R1)

- **子どもたちが将来的に「人材」として東川町に戻るサイクルを構築**するため、子どもたちの自立した人材育成を図るための環境整備、国際感覚を磨く相互交流、地域外に進学する学生や、地域外から町へ進学する学生に奨学助成等を実施。

寄附企業：(株)ホクリク(※)、(株)良品計画(ほか7社)
寄附実績：306,000千円(うち(株)ホクリク：270,000千円)

※ 北海道東川町における子どもたちの国際感覚を磨くための国際交流事業などに賛同し、同社の事業や地縁に関係なく、同町に継続して寄附を行うとともに、寄附を活用した上記事業などに企画立案段階から携わっている。



高校生海外派遣事業に参加した生徒たち

ー熊本地震の記憶や教訓を後世に伝承ー 震災遺構等を「熊本地震震災ミュージアム」として整備

<取組の概要>

2016年4月に発生した熊本地震は、熊本県に大きな被害をもたらし、現在も復興に向けての取組が続いています。本事業の一つである「熊本地震の震災遺構等を活用した回廊型フィールドミュージアムによる交流人口拡大プロジェクト」では、県と県内8市町村の連携の下、県内に点在する震災遺構や熊本地震の情報発信の拠点などを巡る回廊型フィールドミュージアム＝熊本地震震災ミュージアムの取組を進めています。被災した建物や断層などを震災遺構として保存・公開することで記憶の風化を防ぐとともに、防災意識の向上や交流人口の拡大、被災地域の更なる発展につなげます。



熊本地震震災ミュージアムの中核拠点となる旧東海大学阿蘇キャンパス



回廊型フィールドミュージアムのイメージ

旧東海大学阿蘇キャンパスの震災遺構を一般に公開

<寄附活用事業の成果>

- 1、多くの見学者が来場し、交流人口が拡大
- 2、地元の人々がガイドや語り部として活躍
- 3、地震の爪痕を保存・公開することで災害に対する備えの大切さを県内外に発信

寄附企業：日立造船(株)、トランスコスモス(株)

寄附実績：3,000千円（2021年1月末現在）

今後のスケジュール（令和3年度）・国の担当者

※ 今後、変更が生じる可能性があります。

令和3年	7月28日	(熊本県) 『企業版ふるさと納税』 県内自治体×企業パートナー構築のためのオンライン説明会
	8月	第61回地域再生計画認定
	9月2日	【SDGs】 企業版ふるさと納税分科会 (セミナー・マッチング会)
	9月	第62回地域再生計画申請受付
	10月	【SDGs】 企業版ふるさと納税分科会 (セミナー・マッチング会)
	11月	第62回地域再生計画認定
	12月	【SDGs】 企業版ふるさと納税分科会 (セミナー・マッチング会)
令和4年	1月	第63回地域再生計画申請受付
	1月	【SDGs】 企業版ふるさと納税分科会 (セミナー・マッチング会)
	1月	企業版ふるさと納税に係る大臣表彰式
	2月	【SDGs】 企業版ふるさと納税分科会 (セミナー・マッチング会)
	3月	第63回地域再生計画認定

<国の相談窓口> 制度・法令、広報・普及啓発、計画の認定に関するご質問はこちら

相談内容	担当課	連絡先
制度・法令に関すること	内閣府地方創生推進事務局 中島、建部、柳田	03-6257-1421
広報・普及啓発に関すること	内閣府地方創生推進事務局 菅野、西村、板井	03-6257-1421
地域再生計画の認定に関すること	内閣府地方創生推進事務局 島瀧、松下、中嶋	03-5510-2475

Q5-1-1.

内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。

A5-1-1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

- a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。
- b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。

- ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。
- ・寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

これらのほか、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記したQ5-2-1からQ5-6-2までの各質問に対する回答もご参照ください。

なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。

Q5-1-2.

例えば、どのような行為が、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないのですか。

A5-1-2.

一般的に、寄附を行うことの代償としての経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。

- ・寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。
- ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。
- ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。

これらのほか、具体的に、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した以下のQ5-2-1からQ5-6-2までの各質問に対する回答の中で明らかにしていますので、ご参照ください。

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容②

Q5-2-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-2-1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手續きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

これは、上記の別異に取り扱う場合以外の場合には、あくまで入札・契約上の公正なプロセスを経た上で寄附法人が得ることとなる経済的な利益であり、内閣府令が禁止している「寄附を行うことの代償」とは認められないことによります。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があることにご留意ください。

Q5-2-2.

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-2-2.

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業の場合であっても、基本的には、上記Q5-2-1に対するA5-2-1と同様の考え方となります。

地方公共団体においては、当該事業に係る入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

Q5-2-3.

地方公共団体が、すでに契約関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-2-3.

過去に契約関係にあったこと又は現時点で契約関係にあることは、下記の場合を除き、一般的には、「寄附を行うことの代償として」供与されたものであるとは考えられないことから、当該法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

ただし、契約関係となる以前に法人から寄附の申し出を受け、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で契約を締結する時点で、寄附を受領するに至っていない場合には、Q5-2-1に対するA5-2-1において記載しているように、当該契約関係の対象である事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の申し出を理由に当該申し出を行った法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられることにつき、ご注意ください。

Q5-3-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-3-1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が、優先交渉権者の選定に際し、寄附法人しか応募できないような条件を合理的な理由なく設ける場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

Q5-3-2.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-3-2.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、無償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情がない限り、一般的に、ネーミングライツの選定・付与に係る手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合と同視できることから、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当すると考えられます。

なお、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情とは、例えば、法人から寄附の申し出を受けることとは別に、地方公共団体において、合理的な理由に基づき、無償によりネーミングライツを付与することを決定し、かつ、公募等により公正にネーミングライツ契約の相手方として寄附法人を選定する場合が挙げられます。

いずれにせよ、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容⑥

Q5-4.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-4.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

Q5-5.

地方公共団体が、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とする場合は、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-5.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます。以下「寄附法人の関係会社」といいます。）を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人の関係会社とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人の関係会社しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となります。

Q5-6-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、以下のとおり、一定の関係を成立させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 寄附を行った法人が参画している共同企業体等との間で契約を締結すること
- ・ 寄附を行った法人に対し出資等を行うこと
- ・ 寄附を行った法人を指定管理者とすること
- ・ 寄附を行った法人を指定金融機関とすること

A5-6-1.

上記Q5-2-1に対するA5-2-1と同様の考え方となります。A5-2-1をご参照ください。

Q5-6-2.

地方公共団体が、以下のとおり、一定の関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 地方公共団体との契約に基づき履行する共同企業体等に参画している法人から寄附を受領すること
- ・ 出資等の相手方である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定管理者である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定金融機関である法人から寄附を受領すること

A5-6-2.

上記Q5-2-3に対するA5-2-3と同様の考え方となります。A5-2-3をご参照ください。

11. その他

Q11.

法人にとって、地方創生応援税制を活用するメリットは何ですか。

A11.

法人にとって、地方創生応援税制を活用して地方公共団体の地方創生プロジェクトを支援することは、当該税制の適用を受けることのほか、下記のメリット・効果につながると考えられます。

- ・ 寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上
- ・ 地域社会の活力向上などへの貢献
- ・ 創業地など縁のある地域への恩返し
- ・ 事業分野以外の分野を含む地方公共団体の地方創生プロジェクトへの支援による、SDGs達成に向けた取組みの推進、ESGに配慮した経営の遂行
- ・ 地方公共団体をはじめ、当該地方公共団体による地方創生プロジェクトに関わる多様な主体との新たな関係の構築 など

詳細は、内閣府ホームページに掲載している「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」(令和3年3月)をご覧ください。(URL : <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf>)